

京都市告示第415号

西京極総合運動公園プール施設の指定管理者であるビバ・オリックス・パティネグループの代表者である株式会社ビバから、京都市西京極総合運動公園条例第4条の規定に基づき、同施設内のアイススケートリンクを供用する日の変更について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成26年12月 1日

京都市長 門川大作

平成27年1月3日(土)を、アイススケートリンクを供用する日に加える。

(理由)

お正月休みの連休に家族連れを中心とした多くの方にアイススケートを楽しんでいただく場を提供し、利用者のサービス向上を図るため。

(文化市民局市民スポーツ振興室)